

平成31年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月22日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸
福 祉 課 長	深 水 滋	保 健 医 療 課 長	藤 本 斉
建 設 水 道 課 長	岡 本 隆 司	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	山 口 勉	歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫
教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 7号 若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の制定  
について

日程第 3 議案第 8号 若狭町行政組織条例の一部改正について

日程第 4 議案第 9号 若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
について

日程第 5 議案第10号 若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 1 1 号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 2 号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 3 号 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 9 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 1 3 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 4 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 1 5 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予  
算
- 日程第 1 6 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 1 8 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予  
算
- 日程第 2 4 議案第 2 9 号 若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定につい  
て
- 日程第 2 5 議案第 3 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 6 議案第 3 1 号 町道路線の変更について
- 日程第 2 7 議案第 3 2 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 8 議案第 3 3 号 財産の処分について
- 日程第 2 9 請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求  
める請願書
- 日程第 3 0 請願第 2 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求

める意見書提出に関する請願

日程第3 1 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 2 議員の派遣について

(午前10時30分 開会)

○議長（原田進男君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番、渡辺英朗君、4番、島津秀樹君を指名します。

～日程第2 議案第7号から日程第30 請願第2号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第2、議案第7号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の制定について」から日程第30、請願第2号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願」までの29議案を一括議題とします。

この29議案については、各常任委員会に審査を付託したものであります。各常任委員会委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長からの審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、清水利一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（清水利一君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、平成31年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案8件、請願2件であります。

議案審査のため、3月1日、午後1時半より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

まず、議案第8号「若狭町行政組織条例の一部改正について」は、組織変更の一つは、現行の総合戦略課を政策推進課・観光未来創造課の2つの課に分け、移住定住促進と交流人口拡大をそれぞれ専門的に、さらなる事業展開を求めていくことと、2つ目に、保健・医療・福祉の連携強化を図るため、福祉課地域包括支援センター内に福祉保健医療

連携室を設け、保健医療課在宅医療介護連携支援室の業務を移管し人員を集中させ、より効率的かつ強力な体制を整えるために行政組織の一部を改正するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、新体制で福祉課の中に福祉保健医療連携室があるが、現在の保健医療課からの変更と捉えればいいのか。また、現在、福祉・保健・医療経営調整官を置かれているが、福祉保健医療連携室に入るということか。

答、そのようなことになる。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、長時間労働等の是正で、働き方改革を推進するための関係法律の整備で、時間外労働の上限時間等を制定し、必要な事項を定め条例に追加するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、従来は何らかの1カ月の残業時間規制などがあったのではないのか。

答、今まではなかった。

問、1カ月45時間等の規制がなかったということは、かなり業務を効率的に遂行するために負担がかかるのではないのか。

答、法律がなく上限がなかったということもあり、従来、残業については、それぞれ総務課でチェックを行い、その職員に対する業務量の軽減や均衡を図ることで、それぞれの管理職において、なるべく残業をなくし、また、人事異動等も含め努力はしてきた。実際、360時間を超える職員、また、1カ月45時間を超える職員も数名いるのが現状である。

意見、時間を締めつけることにより、業務が滞ることがないように分散等をしていかないと、業務を中断することがあると住民福祉に影響が出てくる。十分に気をつけていくように。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、災害援護資金の貸付制度の運用を改善し、被災者支援の充実強化を図られたことに伴い、改正後の制度に合わせた条例の改正であります。

審査の過程における主な質疑では、

問、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%となっているが、保証

人を立てない場合、10年が経過しても償還しないこともあるという考えからだと思う。同一条件にすべきで、これはどのような理由か。

答、連帯保証人を立てることにより、より確実に回収ができるということであると思う。東日本大震災で、今までは3%であったが、既に特例的にこのような条件で貸し付けをしているところがほとんどであったという経緯がある。今回、それぞれの裁量を市町村に移行させることで、これまでの東日本大震災での事例などをもとに1.5%を採用しているのが現状である。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号「若狭町観光ホテル水月花の指定管理者の指定について」は、指定管理の期間が今年度末で満了のため、指定の手続をするものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、平成31年4月1日から2年間の指定管理者の指定ということであるが、その間に売却する方向の話はしているのか。

答、売却については、前向きに交渉に入っているが、問題は売却する価格である。町が提示する価格と差異があり、折り合っていない。もう少し再調査をして価格を決めなければならないので、時間をいただき結論を出す。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「町道路線の認定について」は、河内と大字南前川から藤井地先までの2路線について、町道に新たに認定するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、河内の3309号線は、降雪があった場合、どれだけ使用頻度があるかわからないが、期間を決めて通行どめにするのか。降雪の基準を超えれば除雪するのか。

答、この道路は、生活道路ではないので、除雪をしない。

問、南前川の町道294号線の工事の進捗状況は。

答、3月末を目途に完成したいと考えている。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「町道路線の変更について」は、河内の2路線と大字南前川と藤井地先の2路線の町道4路線について変更するものであります。

質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決

しました。

次に、議案第32号「町道路線の廃止について」は、河内川ダム周辺の町道6路線が水没になるため、廃止をするものであります。

質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「財産の処分について」は、上野区集落センターの町有地を上野区に移管するものであります。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願2件であります。紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため、出席を求め、審査をしました。

まず、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」については、2019年10月の「消費税率10%への引き上げを中止するよう求める意見書」を政府に提出願う内容のものであります。

この請願は、平成30年12月定例会に同じ内容で請願が提出され、審査の結果、賛成者はなく不採択としたものである。

質疑及び討論はなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

次に、請願第2号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願」は、提言事項を内容とする意見書を国に提出を願う内容のものであります。

討論として、全国知事会で、昨年7月27日に日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しており、その結果を静観することでいいのではないかと。一地方自治体としての提出はなじまない等の反対討論があり、採決の結果、賛成者はなく不採択にすべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、坂本 豊君。

○教育厚生常任委員会委員長（坂本 豊君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、平成31年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案4件であります。

議案審査のため、3月4日、午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として

森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第7号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の制定について」

質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

審査の過程における質疑では、

問、母子保健推進員は若狭町独自の制度か。国で定めた決まりはないのか。

答、母子保健推進員は、県内でいないところもあり、各市町によって違う。特に国の定めはない。

問、これまで報酬は年2万円と明記しているが、変更後は報償費として金額は明記していないが、年2万円を超えるのか。

答、1時間当たり1,000円程度を活動に応じて支払うが、年間額にすると、今までより少なくなる。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、若狭町は（資産割、所得割、均等割、平等割）の4方式だが、県は資産割をなくして3方式（所得割、均等割、平等割）にするようにということで、福井県の国保運営方針では3年になっている。3年以内に3方式にするということではないのか。何年かかってもいいのか。

答、何年までに資産割を廃止するようにというような具体的な目標は立てられていない。各市町の考えで行っている。

問、国民健康保険基金保有額は、平成30年度では1億6,000万円あるのを取り崩し、平成31年度は3,200万円、平成32年度は4,500万円を取り崩し、残高は8,652万円となる。平成32年以降は基金がなくなるのではないのか。

答、基金については、最低の額を8,000万円程度と考えている。これを下回るような状況があれば、基金を積み立てる必要があると考えており、ゼロにする考えはない。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。



次に、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、専門職大学とは、教育に関する専門職大学ということか。

答、教育に関する専門職大学だけでなく、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する者を対象に資格を与えるもの。

問、具体的にどのような大学があるのか。

答、専門職大学とは、実践的な職業教育を行う日本の高等教育機関であり、福井県にはないが、金沢大学にある。私立大学では、国際工科専門職大学、情報やデザイン分野である国際ファッション専門職大学、保険医療関係では、専門職大学東都学院大学、金沢専門職大学などがある。全国的には専門職大学が申請されている状況である。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

予算決算常任委員会委員長、辻岡正和君。

○予算決算常任委員会委員長（辻岡正和君）

予算決算常任委員会の平成31年度当初予算審査報告をいたします。

去る2月28日、平成31年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案のうち、議案第14号「平成31年度若狭町一般会計予算」から議案第28号「平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの計15議案の議案審査のため、3月8日及び3月11日の2日間、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、議案第14号「平成31年度若狭町一般会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額は9億4,834万円で、前年度との比較では3億4,255万円、率では3.1%の減少となっております。

歳入の主なものを申し上げます。

町税の総額は、1億7,964万2,000円で、前年度に比べ0.9%の減少、地方交付税につきましては、3億8,500万円で、1.9%の減少、繰入金では、3億9,982万4,000円で、32.8%の減少、町債は、6億2,490万円で、0.3%の減少などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費の総額は、15億3,988万5,000円で、音声告知放送システム更新事業の実施や参議院議員選挙費などの増額により、前年度に比べ17.3%の増加であります。

民生費の総額は、22億8,966万3,000円で、国民健康保険特別会計繰出金事業費の減額により、0.9%の減少であります。

衛生費では、総額10億8,318万4,000円で、環境保全対策事業費などの増額により、2.8%の増加であります。

農林水産業費の総額は、10億7,451万3,000円で、集落基盤整備事業費の減額や定置漁業・底曳網漁業振興対策事業の終了などにより、13.3%の減少であります。

次に、商工費ですが、総額1億8,958万7,000円で、企業振興補助金の減額などにより、54.2%の減少であります。

土木費では、総額7億4,457万3,000円で、道路改築事業費の増額などにより、15.3%の増加であります。

消防費の総額は、4億2,558万9,000円で、若狭消防組合及び敦賀美方消防組合の負担金の増額などにより、3%の増加であります。

また、教育費では、総額7億4,335万1,000円で、上中中学校改修事業の終了などにより、25.8%の減少であります。

町の借金を返済する公債費は、12億5,391万3,000円で、0.1%の減少であります。

以上が一般会計予算の概要であります。

それでは、一般会計予算の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総合戦略課の政策推進室関連では、

問、集落活性化支援事業の「わかさ里地里山トレイル・ウォーキング事業」で、中心になっていくところはどこか。

答、各地域づくり協議会も参加するが、協議の運営については、一般社団法人の支援をしてもらい、運営協議会で進めていく。

問、敬老会の交付金であるが、過日、三方地区の区長会で、敬老会事業について、地域づくり協議会主催の敬老会にだけではなく、各集落で敬老会を実施しているので、予算の分配方法を変更してほしいとの意見が昨年と同様にあったが、今年は交付できるのか。

答、交付金は敬老事業という趣旨で、地域づくり協議会に交付しており、地域づくり協議会で考え、柔軟に使っていただきたいということは説明しているが、行政も一緒に協議をする必要があると思うので、少し時間をいただきたい。

観光交流室関連では、

問、道の駅管理運営事業予算概要の歳出で、土地賃借料が熊川予定地となっているが、場所はどこか。

答、道の駅隣の河内川ダム事務所がある部分を借りることを検討している。

国体推進・熊川宿活性化室関連では、

問、熊川宿の蔵の宿泊者は、昨年は何名であったのか。

答、逸見勘兵衛家の母屋の宿泊者数であるが、平成29年度は154名の方が、平成30年度では、12月末の実績として107名が宿泊されている。

特産振興室関連では、

問、山村活性化支援交付金事業では、農楽舎が初めて加工に挑戦するとのことである。生産団体・生産者等と東京農大の教授が参画することになっているが、葛とワサビに限らず、いろいろ挑戦して行ってほしいと思うがどうか。

答、特産物がほかにもあるので、いろいろと研究を進めたい。

問、ワサビは、相当なシカの対策をしないと収穫できない。現状をしっかりと確認して進めるように。

答、十分に注意をして進める。

次に、税務住民課関連では、

問、若狭町はマイナンバーカードの普及率が低いですが、今後どのように普及に努めるのか。

答、マイナンバーカードに付加する機能が追加され、整備されてきているので、徐々に増えていくことを想定している。今後の普及については、免許証等を持っておられない方の身分証明書として大変有用なカードである。特に高齢者の方が、例えば、銀行等での身分証明書のかわりになること、税申告等でも使用することがあるので、機会を見て、住民の方々へのPRを積極的に進めていく。

次に、環境安全課関連では、

問、環境保全対策事業で、大気汚染観測局の整備に3,211万1,000円を見込み、財源にはふるさと応援基金を充てているが、ほとんどが町負担分である。これは、過日の事故により整備するものであり、テクノバレーの関係業者に寄附等で協力してもらえないのか。

答、テクノバレーの全会社に呼びかけ、企業版ふるさと納税での寄附をお願いしたいと考えている。

問、大気汚染観測局が整備でき、実際に観測ができる時期はいつになるのか。

答、6月か7月ぐらいになると考える。

問、広域ごみの中継施設整備地の場所の隣接地は、小浜市で幾つかの集落があるが、その地域から出るごみについても、この中継施設で受け付けるようになるのか。

答、小浜市東側地域の持ち込みごみについても、この中継施設で受け付けることになる。

次に、福祉課関連では、

問、民間保育所運営事業で、国の基準保育料と町の保育料との差額を町が負担すると記載があるが、主にどのような要因で差額が出るのか。

答、町では、実情に勘案し、保育料を定めているため、国の定めている基準の保育料より低くなっている。保護者に納付していただく保育料は、町が定めた保育料であるため、国が定めている保育料との差額が出る。その分については、町が負担することになっている。

問、子ども医療費助成事業で、現在、中学校卒業まで医療費無料化となっているが、高校卒業まで医療費を無料化することを考えていかないのか。

答、財源の関係もあり、また、他市町との関係もあるので、今後考えたい。

次に、保健医療課関連では、

問、乳幼児等予防接種事業において、全国的に風疹やはしかが流行しており、予防接種を推奨している。事業の補助内容はどうなっているのか。

答、風疹の予防接種については、抗体検査の結果、予防接種が必要であると判断された場合は、個人負担はなく無料で、費用は町が負担をするが、そのうち9割は地方交付税措置になる。

問、公立小浜病院組合負担金事業であるが、レイクヒルズ美方病院負担金は、組合議会へ提出された予算書と一致しているが、小浜病院負担金は組合議会へ提出された予算書と一致していない。どうなっているのか。

答、救急救命医療分については、今年度も3月補正予算で1,800万円計上し、要求している。平成31年度についても、他市町に確認して、救急救命医療分については、特別交付税措置されるため、3月補正予算で計上し、要求することとして、その分を差し引いた金額を負担金として計上しており、一致していない。

次に、農林水産課関連では、

問、有害鳥獣対策事業で、おりを仕掛けて、そこにイノシシ等が入っても、捕獲補助員は何もできず、猟銃免許を持っている方に止め刺しを依頼しなければならないが、その止め刺しをする方に報償費が多く支払われ、捕獲補助員は少ないという苦情は聞いていないのか。

答、そのような声は聞いているが、実際に捕殺をした動物を処分するのは捕獲隊員であり、有害処理施設までの運搬や捕殺動物を山からおろしてくる作業も伴う。平成31年度以降も今までどおりの報償費配分で実施したいので、捕獲補助員の現状について、改めて確認をして、今後の対応について検討していきたい。

問、農村総合整備事業の若狭地区において、平成30年度南前川の縦線箇所を2月から3月にかけて舗装工事を施工していたが、それは地域からの要望なのか。

答、農道舗装は、平成27年度に若狭町で計画を立てたとき、集落ヒアリングを実施し、地元の要望があり、事業計画に上げている。

意見、農業者の意見として、農道を全てアスファルト舗装すると、民間自動車が多く通行するようになり、農作業の支障になる。また、管理についても、全て農業者でしている状況なので、今後このような工事をするのであれば、農業者の意見も聞くようにしてもらいたい。

次に、建設水道課関連では、

問、橋梁長寿命化修繕事業による神谷橋の修繕は、国の交付金であると思うが、県の補助金はどうなっているのか。

答、以前であると、国の補助事業に加え県費が過去にはあったが、ここ十数年は、国の補助率が50%を超えると、県からの上乗せはない。手続上は県を通じて申請するが、県からの補助はない。ほかの事業についても同じである。

次に、パレア文化課関連では、

問、図書館業務を今年度から民間委託したが、公民館業務は図書館窓口では受け付けしないと解釈すればよいか。

答、公民館業務と図書館業務とは別事業であるが、なるべく町の催事や公民館の業務について、情報を提供していくよう努めている。また、窓口対応でわからないことがあった場合、パレア文化課もしくは最寄りの職員に問い合わせや回答ができ、情報を共有できるよう努める。

次に、教育委員会関連では、

問、部活動指導員配置促進事業では、教員の負担軽減を図るということで、県からも補助金の交付があると思うが、指導員配置の現状はどのようになっているのか。

答、部活動指導員には、退職している校長など、教員免許保持者を基本としている。特定の部活動ではなく、教員が忙しいところに配置することを原則としている。

問、平成31年度より、町民に対して使用料を徴収することになったが、各小学校グラウンド・体育館についても使用料は徴収するのか。その窓口はどこで行うのか。

答、各小学校グラウンド・体育館についても、1時間当たりの使用料を算定し、使用者から徴収することを基本に考えている。使用の申し込みは各学校で行い、教育委員会で使用料を算定し、教育委員会から使用者・使用団体に納付書を送付する。そして、若狭町役場と契約をしている金融機関及び役場窓口で納付していただく。

問、地区公民館活動事業で委託料1,024万円があるが、これはどのような業務を委託しているのか。

答、各公民館の活動費と維持管理に係る費用として、各地区公民館に委託料として支払うものである。

以上、議案第14号「平成31年度若狭町一般会計予算」を審査した結果、討論はなく、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第15号「平成31年度若狭町国民健康保険特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を18億2,440万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税で3億1,851万9,000円、県支出金で13億6,679万5,000円、一般会計から繰入金1億629万9,000円などで、歳出では、保険給付費で13億947万2,000円、国民健康保険事業費納付金で4億3,632万8,000円、保健事業費で5,529万1,000円などであります。

次に、議案第16号「平成31年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億9,063万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,858万6,000円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源としまして、歳入では、保険料1億4,208万5,000円及び一般会計繰入金などを計上しています。

次に、議案第17号「平成31年度若狭町直営診療所特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を9,429万円とするものです。

三方診療所分で9,207万円、巡回診療所分で222万円を計上しており、医業費などの歳出に対し、歳入で、診療収入や一般会計からの繰入金などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第18号「平成31年度若狭町介護保険特別会計予算」であります。歳

入歳出予算の総額を19億2,085万7,000円とするものです。

介護保険事業勘定に18億9,949万3,000円、介護保険サービス事業勘定に2,136万4,000円を計上しています。

次に、議案第19号「平成31年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億5,919万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、使用料1億3,683万円、一般会計繰入金611万円、基金繰入金1,105万5,000円などであり、歳出では、簡易水道施設管理費が6,443万9,000円などとなっています。

次に、議案第20号「平成31年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を164万7,000円とするものです。

農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に83万円を計上し、財源には、賦課金などを充当するものです。

次に、議案第21号「平成31年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を4億1,407万2,000円とするものです。

歳出では、集落排水処理施設管理費に1億3,343万4,000円などを計上しています。

これらの財源として、歳入では、使用料1億2,726万1,000円、一般会計などからの繰入金2億7,800万1,000円などを計上しています。

次に、議案第22号「平成31年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を3,828万6,000円とするものです。

歳出では、集落排水処理施設管理費に2,036万円などを計上し、歳入では、使用料1,997万4,000円及び一般会計繰入金1,792万4,000円などを計上しています。

次に、議案第23号「平成31年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を5億4,617万8,000円とするものです。

歳出では、公共下水道施設管理費に1億3,420万4,000円などを計上し、これらの財源として、使用料1億2,761万1,000円、一般会計繰入金3億6,932万9,000円及び基金繰入金4,016万3,000円などを計上しています。

次に、議案第24号「平成31年度若狭町営住宅等特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を3,374万4,000円とするものです。

本会計は、町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に2,115万1,000円、公債費に1,239万3,000円などを計上し

ています。

これらの財源として、歳入では、使用料2,813万1,000円及び一般会計繰入金557万6,000円などを計上しています。

次に、議案第25号「平成31年度若狭町土地開発事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を5,527万8,000円とするものです。

歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で1,004万8,000円、公債費で3,863万6,000円などを計上し、歳入では、分譲地の売払収入として764万円、基金繰入金4,482万5,000円などを計上しています。

次に、議案第26号「平成31年度若狭町水道事業会計予算」ですが、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ1億4,208万7,000円とし、資本的収入の予定額を1億4,405万4,000円、資本的支出の予定額を2億458万7,000円とするものです。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものです。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で1億1,548万5,000円を計上し、配水施設拡張費として、県営河内川ダム建設費に係る負担金3,687万3,000円を計上しています。

この財源には、国・県補助金3,053万3,000円及び一般会計出資金634万円、企業債1億620万円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などでの補てんです。

次に、議案第27号「平成31年度若狭町工業用水道事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を2,615万4,000円、収益的支出の予定額を3,798万8,000円とし、資本的収入及び資本的支出予定額をそれぞれ2,495万1,000円とするものです。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け、供給施設の維持管理に努める予算となっています。

財源には、給水収益をはじめ、県営河内川ダム建設に係る国・県からの補助金などを計上しています。

それでは、議案第15号から議案第27号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

介護保険特別会計では、

問、居宅介護福祉用具購入費があるが、どのようなものに対して負担金を支出するの



か。

答、車椅子、歩行器、特殊寝台や床ずれ防止用具であり、手すりの設置は住宅改修で対象となる。

次に、土地開発事業特別会計では、

問、上瀬住宅団地であるが、売却をするためのイベント等のアクションは起こさないのか。

答、現在は、新聞折り込みによりPRをしているが、今回、初めて業者に委託し、販売を促進することを計画している。イベント等は現在は考えていない。

次に、水道事業会計では、

問、配水施設拡張費（河内川ダム建設費に係る利水者負担金）で負担金を1.33%で計算しており、3,664万2,000円となっているが、事業費を確認すると、3,687万3,000円となっているのはなぜか。

答、ダム事務所そのものを解体する費用等についても負担をするということになっており、予算では、ダム本体の27億5,500万円に1.33%を乗じて計上し、差額については、ダム事務所解体分の負担等である

以上、議案第15号から議案第27号までの特別会計予算及び企業会計予算13議案をそれぞれ審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を5億1,806万1,000円、収益的支出の予定額を5億4,753万3,000円、資本的支出の予定額を1,906万円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、今回計上している一時借入金はどこから借りるのか。

答、市中銀行から借り入れをする予定である。

問、返済も、町の財政に頼らず、独自返済するということか。

答、正式な決算が出ないとわからないが、今後については、収益等を確認しながら、一時借り入れをする予定だが、決算時期に町財政に補正予算の計上も考えている。

問、このままでは借入額が増えていくことになるが、上中診療所を存続させるための方策をどう考えているのか。

答、上中診療所の存続はするべきであると考えており、住民福祉のための医療は必要であるという観点から、所長みずから経営改革をしたいという意思を確認している。今

回、改修工事をして、住民福祉のためにやっという決意でスタートが切れた。しかし、一番人件費がかかるのは入院病棟であり、これをどうするか考える必要がある。上中地域の住民は、入院病棟を残すことを強く望んでおり、これから行政と医療が一緒になり改革を進めていき、今年12月までには方向性を定める。あと2年の猶予をいただき、改革を進めさせていただきたい。

意見、上中診療所の外来患者数等の数値設定は、目標を高く設定し改革をするということであるので、それに近づくように努力するように。

質疑を終結し討論では、上中診療所事業会計予算について、一般会計予算の1億2,000万円の繰出金について賛成をするが、診療所予算の数字について整合性がなく、判断しかねるとの反対討論があり、採決の結果、委員賛成多数をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

各委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第7号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第7号「若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する

る条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「若狭町行政組織条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「若狭町行政組織条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第8号「若狭町行政組織条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第9号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第10号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第11号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「平成31年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

予算書141ページにある、歴史上の人的文化遺産顕彰事業というのは、わかりにくい事業名ですけれども、これは佐久間艇長遺徳顕彰式典のことです。行政がある人物を偉人と決めつけ、その顕彰式典を主催し続けることは、それがいかなる人物であれ、国

民個人の心の領域を侵害するものであり、日本国憲法に違反します。まして、行財政改革で各種イベントの見直しが行われている中、この式典費用については、昨年度に続いて今年度も値上げになっております。論外であります。

以上、本予算案に反対の討論とします。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

私は、ただいまの一般会計につきまして、賛成の意を表したいと思います。

佐久間艇長の話ですけれども、今までいろんな話がございまして、六号神社の神事は、これは町が手を放して民間にやっていただくことに、現在もずっとなっております。

ただ、佐久間艇長の遺徳顕彰祭につきましては、若狭町の大変な偉人でありまして、皆さん御存じのように、その顕彰祭には、わざわざ東京から英国大使館の武官が毎年出席されております。かつまた、舞鶴の海上自衛隊をはじめとする海上自衛隊の幹部の方々もそれに参加をされておまして、そのおもてなしには、当然、行政が前に出てやってもらわないと、これはやっぱりとても無理なことであります。

憲法憲法と盛んにおっしゃいますけれども、そういういろいろな状況もありまして、本件については、遺徳顕彰祭については、従来どおり行政が主導になってやっていただく、これが日本国あるいは英国のそういう武官に対する一つの礼儀だとも思います。

そういうことから、本一般会計につきましては、賛成をいたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号「平成31年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第14号「平成31年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平成31年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号「平成31年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第15号「平成31年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平成31年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号「平成31年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第16号「平成31年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平成31年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号「平成31年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第17号「平成31年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「平成31年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号「平成31年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第18号「平成31年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「平成31年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)



○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号「平成31年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第19号「平成31年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平成31年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号「平成31年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第20号「平成31年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「平成31年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号「平成31年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第21号「平成31年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平成31年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号「平成31年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第22号「平成31年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平成31年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号「平成31年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第23号「平成31年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平成31年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号「平成31年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第24号「平成31年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成31年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号「平成31年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第25号「平成31年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成31年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号「平成31年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第26号「平成31年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成31年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号「平成31年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第27号「平成31年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、藤本武士君。

○1番(藤本武士君)

それでは、議案第28号の反対討論をさせていただきます。

今回、平成31年度若狭町一般会計予算より、上中診療所事業会計1億2,000万円の繰り出しをすることには賛成をいたしますが、平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算では、近年の実績を十分に考慮せず、計画が立てられています。また、一時借り入れ限度額においても、2億円に増額を見込む予算となっております。予算委員会では、数字となる根拠に対して、理事者側からは明確な答弁もなく、私には整合性も認められませんでした。

このような中、期限を決めた改善計画案の明確な説明もない状況では、行財政改革懇談会の提言にもあるように、将来、財政に致命的な影響を与えてしまうとの思いから、私は、平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算に反対をいたします。

各議員におかれましては、良識のある判断をお願いし、私の反対討論を終わります。

○議長（原田進男君）

原案に賛成の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

私は、議案第28号について、賛成討論を行います。

先ほどの反対討論で、外来者数だとか入院患者の数を大変多く見ているから、この予算は大変いいかげんなものであるというふうな実は話が出ております。上中診療所については、御存じのように、全て今年で改築が終わりまして、新しい患者さんの受け入れが整ったと、そういうことであります。また、何カ月ごとか知りませんが、経営会議も開催して、お客さんの招聘に大変力を注いでいるような話もこの間しております。

そういう状況から、上中診療所は、この程度の患者数を受け入れられるであろう、いや受け入れなければならないという彼らの決意で、こういう予算書を出してきたものがあります。それを否定することは、そこまでしなくていいというふうに、逆に彼らのそういう意気込みを砕くような形になりかねません。彼らがこれだけの患者を受け入れるんだ、よし受け入れようという気持ちでやるということですから、それは我々としては応援して、そういう結果を招くような形をもっていくべきである。こういうふうなことから、本予算には賛成をいたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号「平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(原田進男君)

起立多数です。したがって、議案第28号「平成31年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第29号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「町道路線の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第30号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「町道路線の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第31号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「町道路線の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第32号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「財産の処分について」に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第33号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時27分 再開)

○議長(原田進男君)

再開します。

次に、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番(北原武道君)

昨年12月の定例会において、「国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出することを求める請願書」が提出され、私は、この請願の賛成討論を行いました。

本請願の趣旨は、これと同様のものであり、私の賛成理由を繰り返し述べることは差し控えます。

前回、定例会以降の出来事として、厚生労働省の毎月勤労統計調査に不正があったことが明らかになりました。賃金上昇率が実態よりも高くなるように公表されていました。茂木経済財政担当も実質賃金は伸び悩んでいると国会答弁しております。国民生活の実態から見て、今、消費税を上げる環境にない、このことはますます明白になっていると思います。



以上、本請願に賛成の討論を行います。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」は、不採択することに決定しました。

次に、請願第2号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

全国知事会は、昨年7月27日、国に対して米軍基地負担に関する提言を提出しました。基地などのあるなしに関係なく、全会一致で採択された提案であります。

その内容は、

1、米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど、必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう十分な配慮を行うこと。

2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件、事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。

3、米軍人等による事件、事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4、施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理縮小返還を積極的に促進すること。

というふうになっています。

本請願は、国に対して、この提言を重く受けとめ、実行に移すことを要望するものがあります。

私は、この提言が実行されるためには、国民的バックアップが必要であると思います。本町議会もその一翼を担うのが妥当であり、意見書提出に賛成するものです。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第2号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願」は、不採択することに決定しました。

次に、日程第31、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、就任いただいております人権擁護委員の岡本繁夫氏が、今年の6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き岡本繁夫氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、別室にて議案の詳細説明を受けます。

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時36分 休憩）

（午後 1時54分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

諮問第1号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見書のとおり答申したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見書のとおり答申することに決定しました。

～日程第32 議員の派遣について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第32、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣することといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成31年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日の開会以来、本日まで23日間にわたり、提案されました平成30年度補正予算並びに条例の制定、一部改正を初め、平成31年度一般会計予算を初めとする特別会計及び企業会計予算、指定管理者の指定など、重要な議案につきまして、終始熱心に、また慎重に御審議をいただき、本日ここに、全議案の審議を終えることができました。

間もなく新年度を迎えますが、4月1日には新しい元号が発表されます。新しい時代に向け、町のさらなる発展のために、これまでも増して、しっかりと行政運営に当たることが重要であります。

本定例会において可決されました諸議案の執行に当たりましては、住民への丁寧な説明によって適切に情報を届け、効果的な執行を心がけていただくことを願うものであります。

最後に、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心から厚く御礼を申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日の開会以来、本日まで23日間にわたり、平成30年度若狭町一般会計及び特別会計などの補正予算、そして、各種条例関係、また、平成31年度における若狭町各会計の予算、さらには、財産の処分や指定管理者の指定など、数多くの重要案件につきまして御審議をいただきました。

その間、議員の皆様方からは、提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会におきまして、御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、今月中旬より、町内の高校、中学校、小学校などの卒業式が行われまして、私はそこに出席させていただきました。

それぞれの学び舎を旅立っていかれる生徒・児童の皆様、そして、在校生の皆様のはつらつとした姿を拝見し、私自身も元気をいただきました。若狭町の宝であります子供たち、誠実で素直な子供たちのさらなる飛躍に向けて、応援をさせていただきたいと考えております。また、子供たちには、若狭町への誇りを持った人間に成長されることを期待をいたしております。

また、今月30日、31日には、春の恒例イベントであります三方五湖春まつりが三方五湖周辺、レインボーライン山頂などで行われます。三方五湖につきましては、御承知のとおり、先月、日本農業遺産に福井県で初めて選定をされました。

レインボーライン山頂公園のリニューアル事業につきましても、今後、美浜町、事業者とも十分連携し、着実に成果を上げていきたいと考えております。

さらに、4月からは、いよいよ新しい年度が始まります。

6月には、町の長年の悲願でもございました、一大プロジェクトであります県営河内川ダムの完成が予定されております。

また、昨年の国体開催をはじめ、熊川宿、縄文ロマンパーク、常神半島、三方五湖周辺など、今までに若狭町内各所で取り組んでまいりました、さまざまな新しい動きにさらに磨きをかけ、交流人口の拡大、そして、新しい感動と笑顔がひろがるまちにチャレンジしてまいりたいと考えております。

一方、町の大きな課題でもあります健全財政に対する取り組みにつきましても、若狭町行財政改革プランに基づき、行財政改革を着実に進めてまいります。

最後に、施政方針でも申し上げましたが、町民の笑顔は、元気に輝く活力ある若狭町を意味しております。笑顔が絶えず、そして、満ちあふれる若狭町を町民の皆様と一緒に、連携、交流、そして、つなぐをテーマにつくり上げていきたいと考えております。今後とも町民の皆様や議員の皆様方の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、今後の若狭町のさらなる発展と皆様方の御健勝と御多幸を心からお祈りを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。

す。本日はどうもありがとうございました。

(午後 2時02分 閉会)